**○法務省令第十九号**

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十二条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

法務大臣　平口　洋

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （首席管区監査官、管区監査官、施設運営評価分析官、矯正医療分析官及び処遇調査情報分析官）<br>**第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人、管区監査官一人（関東矯正管区、中部矯正管区及び近畿矯正管区にあっては、二人）、施設運営評価分析官一人、矯正医療分析官一人（関東矯正管区、中部矯正管区、近畿矯正管区及び九州矯正管区に限る。）及び処遇調査情報分析官一人を置く。<br>［2～4　略］<br>5　矯正医療分析官は、命を受けて、被収容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤についての情報の収集及び分析を行うことにより、これらに関する企画及び立案の支援に関する事務をつかさどる。<br>6　処遇調査情報分析官は、命を受けて、刑務所、少年刑務所及び拘置所に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の分類についての情報の収集及び分析を行うことにより、これに関する企画及び立案の支援に関する事務をつかさどる。<br>（成人矯正部の所掌事務）<br>**第三条**　成人矯正部は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一　刑務所等被収容者の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。<br>［二～八　略］ | （首席管区監査官、管区監査官及び施設運営評価分析官）<br>**第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人、管区監査官一人（関東矯正管区、中部矯正管区及び近畿矯正管区にあっては、二人）及び施設運営評価分析官一人を置く。<br>［2～4　同上］<br>［項を加える。］<br>［項を加える。］<br>（成人矯正部の所掌事務）<br>**第三条**　成人矯正部は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一　刑務所、少年刑務所及び拘置所に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。<br>［二～八　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

**○文部科学省令第十二号**

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

文部科学大臣　松本　洋平

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

**別表第一**（第二条、附則第三条関係）

| 経験年数 | 月額 |
| --- | --- |
| | 円 |
| 21年未満 | 424,500 |
| 21年以上 | 424,600 |
| 22年以上 | 424,800 |
| 23年以上 | 429,900 |
| 24年以上 | 435,400 |
| 25年以上 | 440,100 |
| 26年以上 | 444,900 |
| 27年以上 | 449,700 |
| 28年以上 | 454,800 |
| 29年以上 | 462,700 |
| 30年以上 | 464,600 |
| 31年以上 | 467,600 |
| 暫定再任用 | 426,600 |

**別表第二**（第二条、附則第三条関係）

| 経験年数 | 月額 |
| --- | --- |
| | 円 |
| 8年未満 | 338,300 |
| 8年以上 | 343,200 |
| 9年以上 | 347,600 |
| 10年以上 | 352,400 |
| 11年以上 | 357,000 |
| 12年以上 | 366,300 |
| 13年以上 | 370,400 |
| 14年以上 | 376,200 |
| 15年以上 | 382,100 |
| 9年未満 | |
| 10年未満 | |
| 11年未満 | |
| 12年未満 | |
| 13年未満 | |
| 14年未満 | |
| 15年未満 | |
| 16年未満 | |